

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 7）

堺 市

目 次

	頁
議案第 50 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 3
議案第 51 号	堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例の一部を 改正する条例…………… 11
議案第 52 号	堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル建築等規制条例の 一部を改正する条例…………… 13
議案第 53 号	堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 17
議案第 54 号	土地の買入れについて…………… 19
議案第 55 号	地方独立行政法人堺市立病院機構定款の一部変更について…………… 23
議案第 56 号	地方独立行政法人堺市立病院機構に係る第2期中期計画の一部変更 の認可について…………… 27

平成30年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

- 議案第 50 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 51 号 堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例の一部を
改正する条例
- 議案第 52 号 堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル建築等規制条例の
一部を改正する条例
- 議案第 53 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第 54 号 土地の買入れについて
- 議案第 55 号 地方独立行政法人堺市立病院機構定款の一部変更について
- 議案第 56 号 地方独立行政法人堺市立病院機構に係る第2期中期計画の一部変更の
認可について

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 1 章 市が行う国民健康保険（第 1 条） を

第 2 章 国民健康保険運営協議会（第 2 条・第 3 条） 」

「第 1 章 市が行う国民健康保険の事務（第 1 条） に

第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第 2 条・第 3 条）」

改める。

第 1 章の章名中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 8 条中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第 29 条の 7 第 1 項」を「第 29 条の 7 第 1 項第 1 号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同項第 3 号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第 9 条中「(国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）附則第 7 条第 1 項の退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第 9 条の 2 とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第 9 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る保険料の基礎賦課額（第 15 条の 2 の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額
- イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下単に「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下単に「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- ウ 法第 81 条の 2 第 4 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- オ 保健事業に要する費用の額
- カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法第 74 条の規定による補助金の額
- イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係

るものを除く。)及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額から、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を控除して得た額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く。)の額

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条第1号中「1,000分の79」を「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」に改め、同条第2号中「一般被保険者1人につき21,240円」を「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改め、同条第3号ア中「1世帯につき26,400円」を「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

第11条の3中「第11条第1号」を「第11条第1項第1号」に改める。

第11条の4中「第11条第2号」を「第11条第1項第2号」に改める。

第11条の4の2第1号中「第11条第3号ア」を「第11条第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第11条第3号イ」を「第11条第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第11条第3号ウ」を「第11条第1項第3号ウ」に改める。

第11条の5中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第11条の5の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

等の納付に要する費用に係る部分であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

第 11 条の 5 の 5 第 1 項各号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 11 条の 5 の 5 第 2 項を削り、同条第 3 項を次のように改める。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の保険料率について準用する。

第 11 条の 5 の 8 中「の規定により算定した」を「に定める」に改める。

第 11 条の 5 の 9 中「ところにより算定した」を削る。

第 11 条の 6 各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要す

る費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第11条の9第1項各号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第11条の9第2項中「第11条の5の5第2項及び第3項」を「第11条第2項」に改め、同項後段を削る。

第14条中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第15条の2第1項中「第9条」を「第9条の2」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第21条第1項中「免除する」を「免除することができる」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 災害等又は世帯収入の減少等により生活が著しく困難となった者

第21条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第59条各号のいずれかに該当するに至った者

第23条中「第72条の4」を「第72条の5第1項」に改める。

第24条の3第2項中「届出は」を「規定による届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附則に次の4項を加える。

(平成30年度分の国民健康保険料に関する特例)

15 平成30年度分の国民健康保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の80.9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき21,240円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき26,400円」とする。

16 平成30年度分の国民健康保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

17 平成30年度の国民健康保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支

援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 47.16 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「省令」という。）第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第 2 号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 30.71 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第 3 号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 22.13 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

- 18 平成 30 年度の国民健康保険料に係る第 11 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、同項第 1 号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の 100 分の 46.76 に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、省令第 32 条の 10 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第 2 号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の 100 分の 53.24 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営、効率的な事業の確保等の国民健康保険の運営に中心的な役割を担うこと等を目的とする国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課総額の算定に係る規定について見直しを行うとともに、保険料率について、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率を適用するよう規定の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減の所得基準を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 保険料の減免に係る規定について、大阪府国民健康保険運営方針において定める基準を踏まえて見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構 評価委員会条例の一部を改正する条例

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例（平成 23 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第 11 条第 3 項」を「。以下「法」という。）第 11 条第 2 項第 6 号及び第 4 項」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 2 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、法第 11 条第 2 項第 6 号の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関し、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

- (1) 法第 26 条第 1 項の認可に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に定める事項に係る評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構 評価委員会条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の一部改正により、地方独立行政法人評価委員会について見直しが行われたことに伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル 建築等規制条例の一部を改正する条例

(堺市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項3号」を「第3条第3項第3号」に、「第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改める。

第5条第1号ア中「ホテル営業及び旅館営業の洋式施設にあつては客室の1人当たりの床面積は4.5平方メートル以上、和式施設にあつては客室」を「旅館・ホテル営業にあつては、客室」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項を削り、同条第2項中「第1条第2項第10号」を「第1条第1項第8号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号を次のように改める。

(2) 外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

第8条中第2項を第1項とし、同条第3項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第3号中「第1項第1号及び第6号並びに前項第1号及び第2号」を「前項各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号イ中「寝台は、幅0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上とし、」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備又は規則で定める基準に適合する設備を有すること。

第8条中第3項を第2項とし、同条第4項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「第2項第1号及び第2号並びに前項第1号」を「第1項第1号及び前項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第3項とし、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第2条 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改める。

別表第2第7号中「同条第26項」を「同条第28項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年6月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中堺市ラブホテル建築等規制条例別表第2第7号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前において、第1条の規定による改正前の堺市旅館業法施行条例第7条の規定により記載した宿泊者名簿については、なお従前の例による。

堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル 建築等規制条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されたことに伴い、旅館・ホテル営業の構造設備の基準について、国の定める基準に鑑み、従前の旅館営業の基準とするもの
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条
ずれ対応を行うもの
- (3) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

平成 30 年 6 月 15 日から施行するものであること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る改正規定は、同年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成 20 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「第 1 号に該当する扶養親族については 333 円」を「第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に、「267 円（消防団員等に第 1 号に該当する者が不在の場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族が不在の場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を「333 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下これらを「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正により損害補償の算定の基礎となる額の加算額の見直しが行われたことに伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行するものであること。

土地の買入れについて

次のとおり児童自立支援施設整備事業に関連する用地の買入れを行うものとする。

1 物件の表示

物件所在地	地目	面積 (㎡)
堺市南区泉田中 1052 番	雑種地	2,338.78
堺市南区泉田中 1055 番 1	雑種地	3,072.81
堺市南区泉田中 1055 番 2	雑種地	0.34
堺市南区泉田中 1055 番 7	雑種地	16.13
堺市南区泉田中 1056 番	雑種地	1,556.05
堺市南区泉田中 1057 番	雑種地	266.43
堺市南区泉田中 1061 番	雑種地	857.42
堺市南区泉田中 1062 番 1	雑種地	190.17
堺市南区泉田中 1062 番 2	雑種地	187.94
堺市南区泉田中 1063 番 1	雑種地	12,661.75
堺市南区泉田中 1063 番 5	雑種地	260.44
堺市南区泉田中 1094 番 2	雑種地	1.78
堺市南区泉田中 2981 番 1	雑種地	160.03
堺市南区泉田中 2982 番 1	雑種地	33.78
堺市南区泉田中 2982 番 3	雑種地	133.26
堺市南区泉田中 3707 番のうち	雑種地	28,027.87
堺市南区泉田中 3708 番	山林	10,315.45
堺市南区泉田中 3709 番	雑種地	4,526.64
堺市南区泉田中 3710 番	雑種地	113.11
合計 19 筆		64,720.18

2 相手方

大阪府枚方市春日野二丁目 1 番 31 号

橘内建設株式会社 代表取締役 橘内 英樹

大阪府交野市私部五丁目 22 番 6 号

株式会社橘産業 代表取締役 橘内 久子

3 取得金額

金 666,689,872 円

土地の買入れについて

相手方所有の堺市南区泉田中 1052 番外 (合計 19 筆) の雑種地と山林 64,720.18 m²を、児童自立支援施設整備事業用地として、買入れするものである。

買入れ物件所在地付近見取り図



買入れ予定地：堺市南区泉田中 1052 番外（合計 19 筆）

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の 一部変更について

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり地方独立行政法人堺市立病院機構定款の一部を変更する。

[根 拠]

地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の 一部を変更する定款

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の一部を次のように変更する。

第 10 条第 2 項中「及び監事」を削る。

第 10 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第 34 条第 1 項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「第 67 条第 1 項」を「第 66 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の 一部変更について

1 変更の趣旨

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の一部改正により、監事の任期を理事長の任期に対応して定めるものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

地方独立行政法人堺市立病院機構に係る第 2 期 中期計画の一部変更の認可について

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構が第 2 期中期計画の一部を変更することについて、次のとおり認可する。

[根 拠]

地方独立行政法人法第 83 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

地方独立行政法人堺市立病院機構第2期中期計画の一部を次のように変更する。

第2の1の(1)の表救急搬送受入件数の項31年度目標の欄中「9,000件」を「9,300件」に改め、同表の救急搬送受入件数の項の次に次のように加える。

うち入院件数	2,280件	3,600件
--------	--------	--------

第2の1の(2)の表小児救急搬送受入件数の項を次のように改め、同表の小児救急紹介件数の項を削る。

小児救急搬送受入件数（15歳未満）	1,631件	1,800件
うち外因性疾患搬送件数	—	500件

第2の2の(1)の表化学療法調製件数の項を次のように改め、同表の放射線治療延件数の項31年度目標の欄中「6,450件」を「6,750件」に改め、同表の悪性腫瘍手術件数の項31年度目標の欄中「1,000件」を「1,600件」に改め、同表のがん登録件数（※）の項31年度目標の欄中「1,450件」を「1,800件」に改める。

化学療法実患者数	1,908人	2,500人
----------	--------	--------

第2の2の(2)の表を次のように改める。

目標指標	25年度実績	31年度目標
t-P A治療実施件数	1件	24件
脳血管内治療件数	41件	48件
心大血管手術件数	—	200件
冠動脈インターベンション件数	369件	350件
糖尿病透析予防指導管理料件数	61件	500件
糖尿病教育入院患者数	239人	250人

第2の3の(5)の表患者満足度調査結果（満足割合）の項31年度目標の欄中「外来80.0%」を「外来88.0%」に改める。

第2の4の(1)の表紹介率の項31年度目標の欄中「68.0%」を「73.0%」に改める。

第4の1の表経常収支比率の項31年度目標の欄中「103.0%」を「99.3%」に改め、同表の一般病床利用率の項31年度目標の欄中「88.5%」を「91.0%」に改め、同表の新入院患者数の項31年度目標の欄中「14,363人」を「14,800人」に改め、同表の手術件数の項31年度目標の欄中「5,000件」を「6,200件」に改め、同表の全身麻酔件数の項31年度目標の欄中「2,500件」を「3,410件」に改め、同表の後発医薬品採用率（数量ベース）（※）の項31年度目標の欄中「70.0%」を「90.0%」に改め、同表の入院延患者数の項31年度目標の欄中「155,125人」を「159,900人」に改め、同表の外来延患者数の項31年度目標の欄中「196,000人」を「213,500人」に改める。

第6の(1)を次のように改める。

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	93,209
医業収益	83,053
運営費負担金	9,790
その他営業収益	367
営業外収益	1,764
運営費負担金	609
その他営業外収益	1,156
臨時利益	753
資本的収入	25,097
長期借入金	21,792
運営費負担金	342
その他資本収入	2,963
計	120,823
支出	
営業費用	86,778
医業費用	85,258
給与費	44,098
材料費	26,136
経費	14,605
研究研修費	419
一般管理費	1,520
営業外費用	1,163
臨時損失	148
資本的支出	34,423
建設改良費	16,435
償還金	17,972
その他投資	16
計	122,512

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額 45,423 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本

給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当する。

[運営費負担金の負担基準等]

救急医療等の行政的経費及び小児医療、周産期医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常経費助成のための運営費負担金等とする。

第6の(2)を次のように改める。

(単位：百万円)

区分	金額
収入の部	96,156
営業収益	93,751
医業収益	82,869
運営費負担金	9,790
資産見返負債戻入	726
その他営業収益	367
営業外収益	1,705
運営費負担金	609
その他営業外収益	1,096
臨時利益	700
支出の部	99,416
営業費用	94,635
医業費用	93,107
給与費	44,060
材料費	24,258
経費	13,654
研究研修費	397
減価償却費	10,739
一般管理費	1,528
営業外費用	4,000
臨時損失	781
経常損益	▲3,179
純損益	▲3,260
目的積立金取崩額	926
総損益	▲2,334

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

第6の(3)を次のように改める。

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	125,385
業務活動による収入	94,973
診療業務による収入	83,053
運営費負担金による収入	10,399
その他業務活動による収入	1,522
投資活動による収入	4,058
運営費負担金による収入	342
その他投資活動による収入	3,716
財務活動による収入	21,792
長期借入れによる収入	21,792
その他財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	4,562
資金支出	125,385
業務活動による支出	88,105
給与費支出	45,423
材料費支出	26,136
その他業務活動による支出	16,547
投資活動による支出	16,435
固定資産の取得による支出	16,435
その他投資活動による支出	0
財務活動による支出	17,972
長期借入金の返済による支出	6,427
移行前地方債償還債務の償還による支出	11,545
その他財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	2,873

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

第11の(1)の表医療機器等整備の項を次のように改める。

新病院及び	16,435	堺市長期借入金等
医療機器等整備		

第11の(3)のイの表長期借入金償還債務の項を次のように改める。

長期借入金償還債務	6,427	16,567	22,994
-----------	-------	--------	--------

地方独立行政法人堺市立病院機構に係る第 2 期 中期計画の一部変更の認可について

1 変更の趣旨

地方独立行政法人堺市立病院機構が、市長から指示された中期目標を達成するために地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項の規定により策定した中期計画について、既に到達した目標指標の見直し、新病院移転後の実績に応じた予算、収支計画及び資金計画の変更及び医療情勢に応じた新たな目標指標の追加を行ったことによる変更であること。

2 認可理由

地方独立行政法人堺市立病院機構から認可申請があった中期計画は、市長が指示した地方独立行政法人堺市立病院機構第 2 期中期目標を達成するための計画として妥当であると認められる。また、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 3 項の規定により、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会から当該計画を認可することが適当であるとの意見を受けている。

3 計画期間

市長の認可の日から平成 32 年 3 月 31 日まで。

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 7）

平成 30 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-17-0084

